

中野区教育委員会会議録 平成21年第24回定例会

○開会日 平成21年7月17日（金曜日）

○場 所 野方地域センター

○開 会 午前10時01分

○閉 会 午前11時26分

○出席委員（5名）

中野区教育委員会委員長	大 島 やよい
中野区教育委員会委員長職務代理	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○欠席委員（0名）

○出席した事務局職員（7名）

教育委員会事務局次長	田 辺 裕 子
参事（教育経営担当）	合 川 昭
副参事（学校再編担当）	吉 村 恒 治
副参事（学校教育担当）	寺 嶋 誠一郎
指導室長	喜 名 朝 博
副参事（生涯学習担当）	飯 塚 太 郎
中央図書館長（統括）	小谷松 弘 市

○担当書記

教育経営分野	上 田 仁
教育経営分野	落 合 麻理子

○会議録署名委員

委員長

大 島 やよい

教育長

菅 野 泰 一

○傍聴者数 3人

○議事日程

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 7 / 1 4 武蔵台小学校・北中野中学校・中野本郷小学校訪問について
- ・ 7 / 1 5 第三中学校学校公開について
- ・ 7 / 1 5 江古田小学校での英語モデルティーチングについて
- ・ 7 / 1 5 第八中学校の性教育に関する講演会について
- ・ 7 / 1 6 東京都医師会学校医会について
- ・ 7 / 1 6 桃園第二小学校・白桜小学校訪問について
- ・ 軽井沢少年自然の家事件再発防止委員会報告について

(2) 事務局報告事項

- ①軽井沢少年自然の家事件再発防止について（教育経営担当）
- ②平成21年度補正予算について（教育経営担当）
- ③地域生涯学習館の臨時休館について（生涯学習担当）

午前10時01分開会

大島委員長

おはようございます。委員長の大島でございます。

ただいまから教育委員会第24回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、教育長にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

本日は、地域での教育委員会が始まってから15回目の開催になります。議事に入る前に、地域での教育委員会について若干説明させていただきます。

この地域での教育委員会は、開かれた教育行政をより一層進めるため、年2回ほど、地域センターなどに会場を移して教育委員会を開催しているものです。今まで、東部、大和、新井などの地域センターで開催してまいりました。本日はここ、野方地域センターで開催させていただきます。今後さらに工夫を重ねながら他の地域でも開催してまいりたいと考えております。

なお、会議の進行は通常のエ育委員会と同じように進めてまいりますが、会議を少し早目に終わらせて、傍聴されている方々のご意見をいただく時間を設けたいと思います。

<委員長、委員、教育長報告事項>

大島委員長

それでは、日程に入ります。

初めに、報告事項です。まず、委員長、委員、教育長報告です。

それでは私から始めます。

私は昨日、中野区立第三中学校が学校公開を行っておりましたので、見に行つてまいりました。

第三中学校の一番の特徴といいますと、帰国子女とか外国籍の方の受け入れを積極的に行っているという帰国生徒受け入れ重点校となっているということでございまして、こういう帰国子女の受け入れを積極的にやっているという学校は都内でもほかに余りないそうで、希望者がすごく多いんだそうです。なので、希望される方全員を受け入れることはできないほど多いので、中野区外の方については在外期間が長い方などを優先的に入れるとかというようなことをしているようです。

それで、私は午前中の授業を2時間ほど見させていただいたんですが、帰国子女とか外国籍の方が全体の4分の1、生徒数は全部で298名なんですけれども、4分の1ぐらいがそういう方だそうで、ですからやっぱりほかの学校ですと、学校全体でそういう帰国子女が1人とか、外国人が1人とかというような学校ですと、やっぱりいじめに遭うんじゃないとか、好奇の目にさらされるんじゃないとかと保護者の方も心配されて、こちらの三中を希望されるというようなことらしいんですけれども。

そんな説明を聞きましたので、何となく外国と日本と勝手が違って、授業なんかもスムーズに進んでいないのではないかというような心配が、見る前には若干イメージとしては

あったんですが、授業を拝見して大変驚いたといいますか、感心したんですけれども、ともかく授業態度がすばらしくて、1年から3年は、1、2年が3クラスで3年が4クラスなんですけれども、どのクラスも、ともかく私語もないし、みんな先生のほうに集中していて、きちんと授業にみんなが全員参加しているということで、実に模範的な授業で、そういううれしい意味でびっくりいたしました。

おとなしくといいますか、私語がないという意味ではおとなしいんですけれども、ただ、受け身だけなのかと思うとそうでもなくて、数学の問題を先生が黒板に書いて、「じゃ、だれか前に出てきてやって」というようなときには手を挙げる生徒がちゃんといまして、それも複数ですね、同じ生徒だけとかいうんじゃないで、普通積極的に手を挙げるということって少ないんじゃないかと思っていたんですけれども、非常に積極的ですし、それから別の授業でも、先生がいろいろな質問をされて、生徒に振ると、すぐにぱっと答えるという反応もすごくよくて、物すごくいい授業を各クラスでやっているの、そういう意味で大変感心してまいりました。

午後、セーフティー教室があるので私も本当は見たかったんですけれども、ちょっとどうしても用事がありまして、残念ながら午前中で失礼してしまいました。

ということで、私からの報告は以上です。

では、飛鳥馬委員、お願いいたします。

飛鳥馬委員

今回は、特に報告ございません。

大島委員長

では、高木委員、お願いいたします。

高木委員

7月15日水曜日、江古田小学校で私が学長をしております国際短期大学英語コミュニケーション学科の学生が英語のモデルティーチングを実施いたしました。それで同行いたしました。

江古田小学校は児童数が328人、2年生のみ32人で1クラス、ほかには各学年2クラスの計11学級でございます。区立小学校26校の平均が344人なので、ほぼ平均ぐらいでございます。

江古田小学校は校区に国家公務員の合同住宅があったんですが、これが廃止になりまして、現在住んでいる方が順次転出をしております。最終的には2011年以降に、所有してい

る都市再生機構が開発して、多分住宅等に—どういう形態かわかりませんが、なっていくのではないかとされていますが、従来ですと、4月の異動で公務員の方が転勤すると、かわりに入ってきたのでよかったです、流出するだけなので、今ちょっと児童数ということでは大変厳しい状況が続いていると校長先生がおっしゃっていました。

モデルティーチングをやったのは1クラスだけの2年生、2年1組、児童数32人のクラスでございます。児童英語を専攻するゼミの学生は20人弱いるんですが、2チームに分かれまして、今回9人が教師役のグループで授業を進めていきます。基本的には日本人の学生ですので、ティーチャートークはほとんど日本語ですね。子どもたちとのコミュニケーションは日本語でいろいろな指示をしていって、その中に1割、2割ぐらい、「What your name?」とか、あと「Please after me.」とかのフレーズを英語で入れていく形になります。いろいろなゲームをしたり一緒に歌を歌ったりして、比較的楽しそうに児童は参加していました。

学校が、学校だよりで保護者の方の参観も告知をしたので保護者の方がお2人見えて、学生は大分緊張したようです。ただ、このチームは段取りが悪くて用意していたゲームが1つできなくて、担当の教授に聞いたら学校に帰ってから悔しくて泣いたようです。ネイティブの教員がやるのは、それはそれですごくいいと思うんですが、実際に小学校5年生、6年生の先生が、外国人にいきなりなれるわけではないので、そういった意味では、ほかの学年の先生も見て、学生がやることですから参考とまではいきませんが、ちょっとヒントにはなったかなと思っています。また、引き続きほかの、今度は丸山小で5年生も予定しております。

行ったときにはちょっと現場の先生や校長先生と、児童英語、子どもの外国語活動については意見交換をして、現場の声をなるべく吸い上げるようにしていきたいと思っています。

私からは以上でございます。

大島委員長

では、山田委員、お願いいたします。

山田委員

私は、4月15日の午後ですけれども、中野区立第八中学校に招かれまして、2学年の生徒51名を対象にして性教育の講演会を行いました。

第八中学には2年生に、毎年1回なんですけれども、性教育の講演を6年ぐらい続けて

います。もちろん性教育ですので、性感染症のことですとか、男女の体の仕組みなどを話すわけですが、最近は導入部門で、例えば出会い系サイトで出会った男の子とのデートとかいうこともロールプレイでやってもらいまして、子どもたちに意見交換をしてもらうと、携帯をどのように使ったらいいのかという警告を発する意味でも、そういったロールプレイをしています。

51名の生徒さんたちに、じゃ、携帯のメールって1日20件以上やっている人はどのぐらいいるのという、大体10名前後手を挙げますね。そのやりとりの中で、メールが来たときにすぐに返事をもらわないと困るとか、それが普通であるというふうに答えた子も5人ぐらい手を挙げていて、いや、そうはいつでも、メールがすぐに返せるような立場の人とか、そういう人ってどのぐらいいるか考えてみようねという話をしたりなんかして、そんなことを導入して授業をしてまいりました。

感じますことは、毎年1回ずつやっているんですけども、きのうは6名ほどの保護者の方も来ていただきました。最初は余り保護者の方の来校は少なかったんですけども、やはり恐らく今、お子さんを育てている保護者の皆さん方は性教育なるものを受けたことが余り傾向としてはないんじゃないかなと思うので、ぜひ保護者の方に対してそういった授業ができればなというふうに常々思っていますし、できれば保護者の皆さんと生徒さんが一緒になって学べる場があればいいかなと思います。

ただ、危惧しますのは、今後、学習指導要領が変わって授業数がふえますけれども、なかなか実技のほうに力が入ってしまって、なかなか保健体育という授業が体のほうまで行き渡らないのがちょっと心配だなと。

といいますのは、1年生に「これを習っているよね」ということをお話ししても、なかなかリアクションが少ない。例えばエイズってどんなことでうつりますかとかいうことは小学校で少し習っているはずなんですけれども、そういったことはやっぱり、なかなか反復しないと生徒さんの理解を得られないかなと感じました。また何校かでそういった授業を行いたいと思いますので、また報告させていただきたいと思います。

16日、昨日の午後は東京都医師会の学校医の委員会がありました。その中で、東京都教育委員会のほうからも新型インフルエンザ対策ということが新たに4月10日付で出ておりますけれども、いわゆる新型インフルエンザは今言われていますのが、弱毒ということでありまして、東京都のレベル、国のレベルでも発熱センターを一たん廃止をすると。どこの医療機関でも対応できるようにするというので、早期発見に力を入れていくわけです

けれども、1点、教育の場面で気になっているのは、この夏休みの間に海外に行かれた子どもたちの対応です。これだけはちょっと注意しないといけないのかなと。

夏休みだけ日本に戻ってきて日本の公立小学校に通いたいという希望の保護者の方っていらっしゃるよ。私が学校医をしております谷戸小学校にも毎年夏になると家族で戻ってきて、7月の頭から、要するにきょうまでですか、学校の生活を送るわけなんですけれども、ことしは一応シカゴから帰ってきている方なので、申しわけないけれども、1週間、うちで少し検温していただいて、それからにしていだけませんかということで、心配はないと思うんですけども念のためにということでお願いをしましたところ、お母さんも日本はそういった対応があるようですねということでご理解いただけたのでよかったですけれども、別に何事もなく、きちんと学校に参加されたと聞いておりますけれども、この夏休みの間に、もし海外から帰られてすぐに学校に出る場合は十分注意しないといけないのかなというふうなことを感じた次第であります。

私からは以上です。

大島委員長

では、教育長、お願いいたします。

教育長

まず最初に、後で報告がございますけれども、軽井沢少年自然の家の不祥事につきまして、教育委員会内部に再発防止委員会をつくりまして検討を進めてまいりました。このほど15日に教育長あてに報告が出ていますので、後ほど報告させていただきます。

それから、今週は少し学校を回っております。7月14日は武蔵台小学校、それから北中野中学校、本郷小学校に行つてまいりました。

武蔵台小学校に行つて一番気になったことは芝生の状態でしたけれども、やはり真ん中のところがかなり芝生がはげておまして、かなりもとに戻すのは、すぐに戻すのは難しい状態になっています。これからちょっと武蔵台小学校の芝生の修復につきましては、いろいろ検討しながらやらないと難しいのかなと。

理由は、やはり運動等で使つて、そのまま回復しない状態が連鎖的に続いていく中で、真ん中のあたりがやっぱり出てきてしまうと、そんなようなことなんですけれども、冬芝から夏芝に今変わつておまして、それがどのくらい生えていくのかということがやはり問題だろうと思います。そんなようなことがありました。

それから、学校の様子につきましても、ぐるっと回つて授業風景などを見てまいりまし

たけれども、子どもたちは大変落ちついて、小学校の場合は本当にそういう面ではかわいいので、大変行っても楽しいんですけれども、授業も本当に落ちついてやっていたと思います。

それから、北中野中学校ですが、北中野中学校につきましては校長が今回かわられて、いろいろ苦労されているというようなこともありますけれども、おおむね落ちついてきたというようなお話でした。

各学校について、ことしすべての学校でグリーンカーテンをつくっておりますけれども、北中野中学校の場合は、結構キュウリがたくさんなっていて、給食に使おうかなと言っておられましたけれども、そんなような状況で、北中野中学校の授業の様子につきましては、やっぱり中学生になりますと少し後ろのほうでちゃんと聞いていない子なんかもいまして、その辺はしようがないのかなというふうな感じがいたしました。

それから本郷小学校ですけれども、本郷小学校はグリーンガーデン、自然教材園というのが非常に特徴的ですが、なかなか予算の関係もありますし、いろいろありますが、手入れが十分できないというのが悩みだそうでございます。以前はミツバチがいたんですが、何かみんな逃げちゃったそうで、ミツバチの巣にはもういないというようなことがありました。ただ、モリアオガエルが成長して大人になって池の中にいたということもございました。いろいろ地域の中でさまざま教育してくれて、学校の運営もうまくいっているというようなお話でございました。

それから15日の日は三中に私、午後行きました。午前中は委員長が授業を見られたということで、午後、セーフティー教室がございまして、そちらのほうに行ってまいりました。委員長のほうからもお話がありましたけれども、実際この日は34.6度の大変蒸し暑い日でございます。しかも体育館で、セーフティー教室で携帯電話会社の人がプレゼンテーションソフトを使って説明するものですから、暗幕をびやっと張りまして、風も通らないという物すごい状態の中でやっていたんですけれども、本当に生徒たちがきちんとしていまして、会話というんですか、私語を交わす者もないし、ずっと聞いている。大変暑いので、ぱたぱたやったりはしているんですけれども、非常にしっかりした生徒だなという印象でした。

中野警察署の少年係の人が護身術とか、さまざまな自分を守るための方策みたいなことをお話しして、その後携帯電話会社の人がインターネット、それから携帯電話の使い方についていろいろな講義をして、約1時間ぐらいの時間だったんですけれども、先ほど言い

ましたように、きちんと最後まで聞いていました。

それから、16日の日ですけれども、桃二小学校、それから白桜小学校に行ってまいりました。桃二小学校につきましては体育館と校舎の間が道路になっていまして、その安全確保ということを校長は非常に気にされていまして、何とかならないかと。これは物理的にはなかなか難しいんですが、校舎と体育館の間に道路があるという構造なんですけれども、それについていろいろと、何とかならないかという話をしておりました。大分遅かったので子どもたちはもう帰りがけだったんですけれども、大変人懐っこい子どもが多くて、いろいろなものを、つくったものを見せてくれたり、大変やっぱり小学校というのはかわいい、楽しいところでございます。

白桜小学校につきましては、いろいろ統合に伴った課題、交通の問題等ありましたけれども、校長のお話によりますと、送り迎え—子どもたちの通学につきまして、地域の方あるいはPTAの方が送り迎えについて班をつくってやってくれているというようなことがあります。平穩というんですか、極めて今のところ順調に、いろいろな課題についてできているというようなお話がありました。また、ことしの夏休みは、いろいろ工事がまだ入るようございまして、図書館をきれいにしたり、それからさまざまところが気になるので、そういうものを試しにやるというようなことを言っていました。

それから白桜アンサンブルという、いわゆる金管楽器のアンサンブルをつくっていただいて、それが今度の中野まつり、それから東中野地区まつりにも出るということで、一生懸命練習しているというようなお話もございました。

私からは以上です。

大島委員長

では、それぞれの委員からの報告につきまして、ご質問、ご発言はありますでしょうか。

特によろしいでしょうか。

<事務局報告事項>

大島委員長

質問がないようでしたら、では、事務局報告に移ります。

では、事務局報告、1番目、「軽井沢少年自然の家事件再発防止について」の報告をお願いいたします。次長、お願いします。

事務局次長

それでは、お手元にお配りしております資料に基づきましてご報告させていただきます。

軽井沢少年自然の家事件再発防止についてでございます。

これにつきましては、既に当委員会にもご報告をさせていただいておりますけれども、中野区法令遵守審査会結果報告、また、6月12日付で発令がありました職員の懲戒処分につきまして、軽井沢少年自然の家に勤務していた職員が収賄の容疑で、軽井沢少年自然の家管理業務を受託していた業者社長らが贈賄の容疑で逮捕されたというような事件でございました。

これらを受けまして、6月15日に教育委員会の中に軽井沢少年自然の家事件再発防止委員会を設置いたしました。7月15日付でこの委員会から事件再発防止委員会報告を受け、教育委員会としては、下記のとおり事件再発防止に取り組むことといたしましたのでご報告をさせていただきます。

事件の概要ですが、既に当委員会にご報告をさせていただいておりますが、その中身について、処分に係る事案の概要というところで簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

この概要でございますが、1点目が、昨年6月に施設の使用対象者に該当しない一般利用客12名を使用承認を受けずに職員の判断で宿泊をさせた。その際に施設使用料1万9,200円を受領したにもかかわらず、区に入金することなく着服をした。また、無断で施設の公印を使用し領収書を発行したというものです。

2点目でございますが、平成19年5月から平成20年6月までの間に受託事業者から実質的な責任者を通じて、勤務実態のない妻、または父親の給与分として毎月5万円の現金供与を受けていた。

それから3点目ですが、次のページです。平成19年4月に施設の委託者側の立場にありながら、受託事業者の責任者との間で50万円の貸借を行った。

4点目、平成19年6月から施設内での昼食の提供を受けたものの、6月分の対価だけを支払い、それ以降は支払わずに昼食の供応を受けていたというものです。

また、当時の軽井沢少年自然の家の所長を給料10分の1、1カ月減給としたということです。

この内容につきましては、平成20年10月29日に、受託者側の関係者が持参した、施設に勤務する職員の非違行為を告発する文書を見せられたにもかかわらず、公益通報としての取り扱いを行わなかったということです。

それから2点目として、公印管理者の立場にありながら、先ほどの公印管理について責

任を果たさずに、無断で公印を押印した領収書の作成を職員がする、また施設使用料1万9,200円を着服した非違行為を防ぐことができなかつたということです。

さらに、教育委員会の事務局副参事を、統括管理者として管理監督責任を十分果たさなかつたとして戒告処分をしたということでございます。

2点目です。少年自然の家運営上の現状と問題点です。少年自然の家は軽井沢と常葉と2施設ございます。この再発防止委員会は、軽井沢と常葉の自然の家、両施設が事務処理が同様のため、軽井沢少年自然の家だけではなくて、必要に応じまして常葉少年自然の家の運営体制も確認をいたしました。また、今年度、21年度については、管理業務委託の内容が、職員を引き揚げたということで大きく内容を変更いたしましたけれども、事件のあった昨年度までの状況だけでなく、今年度の管理委託業務の内容についても調査の対象といたしました。

少年自然の家の職員体制及び施設の運営管理につきましてです。職員体制でございますが、軽井沢少年自然の家は、昭和56年に開設をし、平成6年までは現地に所長と職員の常勤職員2名の体制で施設の運営と受託業者の管理を行っておりました。その後、経過がございますが、平成9年には施設管理員を廃止し、現地には施設職員1名の勤務体制となつて、平成21年4月まで長きにわたつてその体制を続けていたものでございます。

一方、常葉少年自然の家につきましては、昭和54年に開設をし、平成7年度まで現地には所長と施設職員の常勤職員2名の勤務体制で施設運営を行っていましたが、経過がございますが、平成9年度からは業務補助員（非常勤職員）を配置して、現在は施設の職員1名と非常勤1名の2名体制で勤務を行っているところでございます。

2点目です。施設の運営管理でございますが、少年自然の家の勤務体制が常勤1名体制となりましても、施設の運営ですとか受託業者の管理方法については、それ以前と以後とでは見直しを図つた形跡がなく、公費の支払い方法や受託業者の業務履行確認などは現地の職員に任せきりの状態になっていたということでございます。

また、施設職員の出退勤など勤怠関係につきましても、月末に一括処理を行うなど、適切さを欠く事務処理を行つていたということです。

また、上司に当たります教育委員会の副参事及び所長については年に二、三回程度、現地に出向いていますが、区立学校の移動教室や林間学園の円滑な実施のための調整が主な目的で、施設職員の管理監督については十分行われていたと言えないような状況でございました。

また、少年自然の家の組織につきましては処務規則を定めていますが、その処務規則に基づく施設職員の事務というのが具体的に定められてはいなかったというようなことがございました。

問題点として挙げられますのは、1点目として、少年自然の家の施設職員は他の職場への異動もなく、長年にわたり少年自然の家の運営管理を任されていた。また、1人勤務になったにもかかわらず、その施設職員の管理監督の仕組みを変えず、放置をしてきた。また、軽井沢少年自然の家の施設職員の事務が明確に定められていなかった。さらに、遠隔地にあることなどから、学校教育分野での人事管理や業務の履行確認など、チェックが形式的なものになっていたというようなことがございました。

2番目に、公印等の管理につきましてです。今回の処分事由になりました施設の職員が無断で施設の公印を使用したこと、それから所長が公印管理者の立場にありながら公印管理について責務を果たしていなかったというようなことについて検証を行いました。

中野区教育委員会公印規則に公印については定めがあるものですが、少年自然の家にはそれに基づいて軽井沢少年自然の家所長印が備えられておりました。この所長印につきましては、事件が起こるまでその使用実績がなく、また公印規則に定められています公印使用簿も備えられていなかったというようなことがございます。公印については所長印と、それから領収印が備えられておりましたけれども、少年自然の家ではその使用実績が全くなかったということが判明しております。

一方、常葉少年自然の家のほうですけれども、所長印が体験学習の受け入れ依頼文にのみ使用されておりますが、公印使用簿は備えられておりませんでした。また、領収印は現地での使用料の領収の際に使用されておりましたけれども、現金出納簿が備えられていなかったということが判明しております。

公印規則によりますと、公印の管理につきましては分野の統括管理者が行うという定めになっておりますけれども、規則の本文にはそういう定めがあるんですけれども、公印規則の別表については、少年自然の家の所長印の公印の管理は各自然の家所長と規定されていまして、規則の本文と別表での記載に矛盾があったというようなことがございました。

なお、公印の保管及び使用状況につきましては、今回の事件を受けまして、現在、区長部局を含めまして全庁で調査・点検が行われております。その調査で明らかになった問題点についてはこの再発防止の対応とは別に対応を図る必要があるというふうに考えております。

この公印の取り扱いの問題点でございますが、1点目として、公印の規則どおりの管理が行われていない実態があった。

それから、少年自然の家の所長印については、その必要性や1人勤務の体制から公印使用のチェックができない状況にもかかわらず、公印の取り扱いの見直しを行わず、長年にわたり放置をしてきた。

それから、先ほどもありましたけれども、公印規則について、条文と別表に矛盾があった。

それから、領収印があるにもかかわらず、現金出納簿が備えられていなかったということが問題点として挙げられます。

3番目として、少年自然の家の使用者及び使用料でございます。これにつきましては少年自然の家の条例及び施行規則に定められているものでございます。

使用者でございますが、使用者では主に大きく分けて3種類の使用状況がございます。1点目は、条例第3条の1号にありますように、学校の移動教室や林間学園での利用としているもの、それからスポーツ関係の少年団体を想定しているもの、それから教育委員会が適切と認める者という分類に分かれて、その利用ができるようになっております。3点目の、教育委員会が適切と認める者につきましては少年自然の家を利用できるという規定になっているわけですが、その対象が、基準が明確でなく、長年の慣行に基づいて使用承認を行っていたという状況が判明しております。

また、軽井沢少年自然の家につきましては、旅館業法の適用を受けておりますけれども、旅館業法に基づく宿泊者名簿、いわゆる宿帳が備えられておりませんで、宿泊者の確認については、施設の職員が作成した使用状況報告書により確認をされていたという状況がございました。

2番目として、使用手続及び使用料です。少年自然の家の使用申請につきましては、区役所にあります教育委員会事務局と現地の少年自然の家の2カ所で受け付けができることが規定されておりますけれども、軽井沢のほうでは実際、現地での受け付け実態はございませんでした。常葉少年自然の家では地元の方の使用申請の受け付けの実績がありまして、現地で使用承認書の発行及び使用料の徴収業務が行われております。現地でのこれらの手続については教育委員会事務局体験学習担当への報告がなされ、使用料の収納手続も適正に行われておりました。

ただ、条例及び規則に定められております使用料の減免及び免除につきましては、その

対象が明確になっているのは障害者の利用のみで、その他の減免・免除については明確な基準がないまま行われていたという実態がございました。

また、今回処分の事由になりました、教育委員会の使用承認を受けずに職員の判断で宿泊をさせ、その使用料を受領していたにもかかわらず、区に入金することなく着服をしたということにつきましては、体験学習担当に使用の報告がなく、職員の判断で行われていたものであるため、条例に基づく使用対象者であったのかというような確認ができておりません。しかし、懲戒分限審査会による調査では条例上の使用対象者ではなかったということが確認されておりました。

また、施設使用料の受領については、懲戒分限審査会の資料に、施設を使用した際に発行された市販の領収書があり、当時の使用料であった1人当たり1,600円という宿泊者数で割りますと12人の宿泊料であるということが推察されます。

そこで、この点に関する問題点でございますが、区に入金しなかった施設使用料1万9,200円につきましては、宿泊した事実があったにもかかわらず、区に入金がされていないということ。それから、条例に基づく使用者及び使用料の減免及び免除についての対象者の明確になっていないこと。旅館業法に基づく宿泊者名簿を備えていないという点。それから、使用承認を受けない無断宿泊をチェックするためのシステムが不十分であるという点でございます。

4番目として、軽井沢少年自然の家の管理業務委託につきましてです。軽井沢と常葉の管理業務委託はほぼ同様のものとなっております。

1点目として、軽井沢少年自然の家の運営管理業務委託の経過でございます。今回、贈賄の容疑で社長が逮捕された受託事業者とは、平成19年度及び20年度に委託契約を締結しておりました。この受託業者につきましては、平成18年度に実施した企画提案、プロポーザル方式によって選定されております。このプロポーザルには9社が応募し、7社が企画提案書を出し、そのうち4社について、教育委員会の中に設置しました業者選定委員会が、企画提案書と業者とのヒアリングによる審査を行って選定をしたものでございます。こうした一連の手續につきましては当時の業者選定手續に従ったものでございました。

また、平成21年度、今年度の委託契約でございますが、今回の事件を受けまして、20年度までの受託事業者と契約を行わずに、指名競争入札により委託契約を締結したものでございました。

2番目として、運営管理業務委託の内容です。20年度までの委託内容につきましては、

清掃業務、接客、施設管理業務、賄い業務について委託を行っております。再発防止委員会では、業務の履行確認を中心に関係者から事情聴取を行いました。その結果、契約書または仕様書に定めがあるもののうち、受託事業者の従事職員の健康診断の結果ですとか、それから職員の配置などについて業者から報告を求めるべきことが行われていなかった。

それから、受託事業者が作成をする業務完了報告書については、仕様書どおり毎月提出され、立ち会いについては現地の職員が、検査は所長が行ってまいりました。仕様書に基づく区負担の消耗品の購入については、職員が必要な書類を整えて、区役所本庁にあります体験学習担当に送付をし、その担当が購入を行ってまいりました。これらの一連の手続については庁内におります担当が形式的な審査や支払いを行うのみで、実質的には現地職員に任せきりの状態であったというものでございました。

平成21年度、今年度の委託契約については、その内容を確認したところ、職員が異動して、職員がいない状況になっておりますので、学校の支援でありますとか、備品・消耗品の管理、急病人の搬送業務など、施設職員が担当していた業務が新たに委託契約に盛り込まれてまいりました。これまでの委託契約書、それから仕様書と比較しますと、今年度については、年3回の区と受託事業者との業務打ち合わせ会議の設置でありますとか、区と受託事業者との共同による受託作業計画書の作成など、受託業務を受託事業者任せきりにならないよう工夫を図ってまいりました。しかし、現地の現在の運営管理の実態と仕様書との間で一部一致しない点が見られました。

問題点でございますが、遠隔地にあるため、受託事業者の業務の履行確認等については職員任せきりの状態でありました。また、軽井沢におきましては、現在、現地の職員がいないため、受託事業者の確認は体験学習担当が形式的に行っているという状況でございます。

5番目として、職員倫理条例に基づく公益通報でございます。今回の処分事由となっております施設に勤務する職員の非違行為を告発する文書を見せられたにもかかわらず、条例に基づく公益通報としての取り扱いをせず、文書を受け取らなかったことにつきましては、昨年10月29日に業者の関係者が持参した時点で対応した職員は、統括管理者にその内容を報告しましたが、公益通報との認識がなく、統括管理者もその認識がなかったというものでございました。これは条例への職員の理解が徹底されていないということが主な理由だというふうに考えております。

倫理条例につきましては、条例施行時に全管理職及び全執行責任者を対象に研修が行わ

れておりましたけれども、1年を経過した現在において、職員への浸透が十分でなく、組織的に大きな問題があるというふうに考えています。

また、6点目として、受託事業者からの現金供与等についてです。業者から現金供与及び50万円の貸借関係、昼食の供応について、軽井沢少年自然の家の職員及び受託事業者が逮捕されているため、また関係書類が警察に押収されているため、事件の再発防止委員会としては確認ができておりません。しかし、施設の職員の逮捕前に懲戒分限審査会による調査が行われている中で、その事実確認が行われております。

3番目として、今回の報告に基づき早急に取り組むべき事項でございます。るる、さまざまな問題点を再発防止委員会として指摘をしてきましたけれども、この問題点を踏まえまして、次の事項については早急に取り組み、その改善を図る必要があるというものでございます。

1点目として、条例に基づく使用者及び減免対象者の明確化、それから職員倫理条例の理解のための研修の実施、不正に受領された施設使用料の返還請求、運営状況の定期的な確認、公印の適正な管理と教育委員会公印規則の見直し、21年度の軽井沢少年自然の家の施設総合管理委託仕様書の見直しに早急に取り組むということでございます。

4番目として、今後の少年自然の家の運営のあり方でございます。両少年自然の家につきましては、遠隔地に設置されているため、教育委員会の受託業者の業務履行確認や施設職員の人事管理などには限界がございます。運営に当たっては、少年自然の家の設置目的を踏まえつつ、一般利用者の利用促進とともに、サービスの向上を図るため、指定管理者の活用などの検討をすべきであるというものでございます。

最後に、まとめといたしまして、今回の懲戒処分及び施設職員の収賄容疑での逮捕という最悪の事態となったことにつきましては、教育委員会として重く受けとめているところでございます。また、今後、捜査の進展によりましては、さらなる調査が必要となる場合もあるというふうに考えているところでございます。

教育委員会として、長年にわたって少年自然の家の運営について点検、見直しを図らず、職員を信頼しきって、その運営を行ってきたということについては組織的な怠慢があるというふうに考えています。業務の遂行に当たりましては、チェック体制が大切でありますし、その仕組みを組織的に構築し、職員一人一人が十分その意義を理解し、不都合な点や改善すべき点を常に考えて業務に取り組むということが必要であるというふうに考えています。

この組織運営体制につきましては、行財政総点検の結果を受けて見直しをされましたけれども、見直しに当たって、発生するリスクに対する防止措置をとらず、放置をしてきたということが最大の理由になっているわけで、区民の信頼回復のためには、この防止策に、教育委員会としてきちんと取り組み、常に見直しを行うという努力に尽きるというふうに考えています。

また、もう一つの点として、職員の倫理条例が職員に十分理解されていなかったという点が今回の事件の大きな原因でありまして、教育委員会として組織的に理解促進を図ることが区民の信頼にこたえることになるというふうに考えております。教育委員会としてこの報告を受けまして、掲げられた早急に取り組む事項について対応策を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

大島委員長

それでは、今の報告につきまして、ご質問、ご発言ありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ。

飛鳥馬委員

2点お聞きしますが、1点は、3ページの上から5行目のところからですが、これは常葉少年自然の家のことだと思いますが、平成9年度から業務補助員を配置して、現在、施設職員1人と非常勤職員1人の2人勤務というふうになっておりますが、この施設職員の場合の雇用の仕方といいますか、身分といいますか、軽井沢と同じようなことなのかどうかという点と、非常勤職員の場合に、その方の奥さんとか、お子さんとか、親戚とかという可能性もあるので、そういうことまでわかっていらっしゃるのかどうかということが1点でございます。

それから2点目は、5ページの下の方の問題点のところになるかなと思うんですが、なかなか目が行き届かないことだったということですが、さっき次長の報告ですと、施設の使用状況については使用状況報告書があって、それに記入して、それを点検していたということのようですが、それはどの程度まで書かれているものなのか。使用状況ということですので、学校には学校日誌とか、あるいは保健日誌とか、いろいろあるんですが、そこにはなるべく副校長先生にお願いして、細かいこと、来客のことまで、あるいは保護者とのいろいろなことまで書くようにという、たまたま何か事件が起こったりすると、それ

が有効になったりすることがありますので、書くようにしているわけですが、そういう営業日誌というか、営業記録というんでしょうか、この施設全体の日々の動きがわかるような記録があるんでしょうかということですね。

例えば車もそうだと思うんですけども、車の使用記録がきちっとつけられているかどうかですね。いつどこへとか、そういう細かいことでありますが、ということと、まとめて日誌につければいいのではなくて、こういう時代ですので、毎日記入して、コンピューターで送るとか、何かそういうこともあると思いますので、その記録の件をちょっとお聞きしたいというのが2点目です。

以上です。

大島委員長

では、今、飛鳥馬委員からのご質問ですけれども、次長、お願いします。

事務局次長

現地の施設職員と書いてありますものは常勤の職員でございます。区の職員、常勤の職員です。それから非常勤の職員については、施設職員の関係者ということではなくて、現地採用の非常勤の職員ということでございます。

それから、使用状況報告書ですけれども、日々の運営の内容が書かれておまして、例えば清掃業者が入ったでありますとか、宿泊者は氏名まで、あるいはどこの小学校が移動教室で来た、何名来たというような報告になっておりますが、職員が子どもたち一人一人の動きまで書いているということではなく、業者名や利用者名と人数というようなものを書いているものでございます。

また、車の運行につきましては、区としては運行日誌というのをつけるということが定められておりますので、それはそちらのほうで記載したものがございます。ただ、飛鳥馬委員のご質問にありましたように、毎日記録をつけて、パソコンでインターネットで送るというようなことまでしておりませんで、ご指摘のような点については今後の課題だというふうに考えております。

大島委員長

では、ほかに。あるいは続けてのご質問等。

山田委員、お願いします。

山田委員

きょうの報告を受けまして、やっぱり管理運営体制がかなりずさんだということが明ら

かになったわけですけれども、もう一度原点に戻って、少年自然の家というものが中野区の財産として今後本当に必要なのかどうか、この辺から検証しなきゃいけないんじゃないかなと。と同時に、他区で同じようなことを行っている、要するに地方の自然の家を持っているところがあると思うんですけれども、その運営なんかはどのようにしているのか。例えば軽井沢ですと、隣が千代田区ですね。確かそうでしたよね。そういったことも調査をすべきではないか。本当に子どもたちにとって、この自然の家が今後必要なのかどうか。そこをもう一度検証して、必要であればしっかりとした運営体制を敷かなきゃいけない。それを今回の事件で学ばなきゃいけないと思うんですけれども、やらなきゃいけないことがたくさんあるんじゃないかなと思うんです。

4 ページ目にありますように、利用できる基準というのがやっぱり非常にあいまいだなと思うんです。区の施設であるにせよ、当然、教育施設ですから、教育関係の方が主に使うわけですけれども、そのほかの場合の宿泊に対してオープンに利用できる状況にあったのかどうかも、ちょっとこれではわかりませんが、この辺も非常に問題があるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

事務局次長

今回の再発防止委員会の調査につきましては、今回この事件が起こったことに限ってといますか、再発をしないようにということで、何が問題点であったかということを探るための調査をいたしました。

ただ、山田委員のご指摘がありましたように、今後、教育委員会として、再発防止委員会でも問題点に挙げられたように、遠隔地にあつて複数の目でチェックができないという状況は変わっておりませんので、こうした体制で本当に少年自然の家を維持していくのかというようなことについては、改めた場で私どもも十分検討していく必要があるというふうに思っているところです。

それで、この指摘の中では、今年度の体制についても、軽井沢では業務委託で手当てをしているところですが、それでもチェックができないので、指定管理者の検討もというふうにはなっておりますけれども、果たして指定管理者でも十分なものかどうかというふうなことについても今後検討していく必要があるというふうに思っているところです。

また、その検討に当たりましては、ご指摘にもありましたように、近隣区の状況でありますとか、それから子どもたちにとって体験学習をしていくに当たっての、どういう形がいいのかというような広範囲なことも含めて今後十分に検討していきたいというふうに思

っています。

大島委員長

では、ほかにご質問、ご発言ありますでしょうか。

どうぞ、高木委員。

高木委員

3 ページの下のほうに、「所長印は、事件が起きる前までは、その使用実績がなく」とありますので、公印の今後の管理体制を見直すということなんですが、少年自然の家の所長印とかはなくても問題ないと私は思いますので、実態として問題がなければ廃止するというのがやっぱり一番すっきりするのかなと思います。

それから、4 ページの下のほうの「教育委員会が適当と認める者は、少年自然の家を使用できる規定となっているが、その対象者は長年の慣行に基づき、その使用承認を行っていた」というのがちょっとわかりにくい表現なんですけど、要は本来想定外の使用があったということなんですか。あったとすると、使用承認を行っていたとあるんですけど、それはだれが、くだんの逮捕された方なのか、それとももうちょっと上のところで長年の慣行でやってしまっていたのか、それを今後どういうふうに見直すのかということをご説明いただきたい。

また、それとセットだと思うんですが、5 ページの上のほうにも、障害がある方のみ減免・免除ということの規定になっているが、その他は基準がないままであったと問題提起をされているんですが、ということは、障害がある方以外についても減免・免除してしまったというようなケースが認められたということなんですか。そうだとすると、これは是正をしていかなくてはいけないと思うので、一番いいのは現地での受け付け、領収をしなくする、現場が遠隔地できちんとできないのであれば、中野区の施設なので中野区に納付をしていただいて、振り込みでもいいんですけども、受け付けをしていただくというのがやっぱり妥当なのではないかなと思います。

あと、6 ページのところ、中段、受託業者の従事職員の健康診断結果や、受託業者の従事職員の配置など、報告を求めるべきことが行われていなかったとあるんですけど、ということは、例えば健康診断をやっていなかった、あるいは本来配置すべき職員が配置されていなかったということが確認できたんでしょうか。それとも、それはないんだけどエビデンスがないという状況なんですか。これに関しては、やはり抜き打ちで年間に何回かチェックするという形をやらないと、なかなか遠隔地ではできないのかなと思うん

ですが。

大島委員長

では、次長、お願いします。

事務局次長

ご質問の1点目の公印の件ですけれども、私どももそのように考えておりました、使用実態がないということは必要ではない印鑑だったというふうに考えておりますので、これは廃止の手続をさせていただきたいというふうに思っています。

先ほどもちょっと報告書の中でも触れましたけれども、公印については全庁的な調査もしております、教育委員会事務局の中も調査をしておりますので、その結果に基づいて適正に、不必要な公印については見直しをして廃止をするという手続をとっていきたいと思っております。ちょっと長くなりますけれども、大分時代も変わりました、押印が必要のない、なるべく簡素な手続というのが理想でありますので、そうした対応を図っていきたいと思っております。

それから、4ページ目の、ちょっとわかりにくい文章で申しわけありませんでした。教育委員会が適当と認める者ということにつきましては、条例で、少年自然の家については区内在住、在勤、在学の者だったんですが、実は常葉のほうで現地の方々が利用されているという状況がありまして、そういう実態が長年の慣行でありました。もしそういうことをやっているのであればとか、やっているんですけれども、きちんとそういう方のご利用も、適正な手続で適正な料金をいただいて利用できるということをきちんと基準として定めていかなければならないというふうに考えています。

この承認につきましては、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならないということになっておりますので、そうした手続をやっていきたいと思っております。具体的にはこの手続をするのは所長でありますので、区役所の中におります所長が手続をするわけですけれども、そうした形で基準を定めていきたいというふうに思っております。

それに関連いたしまして、5ページ目のところにありますその他の者の減免についても、障害者以外の者で減免になっているというような実態も見受けられましたので、そうしたことについて教育委員会として適正な基準を早急に定めていきたいというふうに思っております。

ただ、常葉少年自然の家につきましては、現地での利用、現地の方の利用がありまして、教育委員会の区役所のところで、委員がご指摘のように、事前に利用申請をし、利用承認

をしていくという形がなかなかとりにくいというようなこともありますので、チェックがきちんと行われるような体制で使用承認をしていくということを徹底させたいというふうに考えています。

それから、6ページ目のところにあります仕様書等の定めに基づく報告の聴取ですけれども、健康診断につきましては、これは毎月職員の健康診断を行うことが定められておりまして、これについては実際に健康診断は受診されていましたが、報告がなかったということです。

また、従事職員の配置については、配置の人数については報告が上げられていなかっただけでなく、現地で確認ができておりませんでしたので、やはり抜き打ちというのか、定期的に確認をする必要があるというふうに考えています。

以上です。

大島委員長

そのほかにご質問、ご発言。

どうぞ、高木委員。

高木委員

常葉の件なんです、前半の説明ですと、中野区に在住もしくは勤務、通学以外の方の使用はもともとは想定していないというご説明ですよね。でも長年の慣行で、正式には認めていないことになっているんだが認めていたと。それは事実としてそうなんですけれども、そういうのがあから現地での受け付けはやむを得ないというのはちょっと違うと思うんです。

だから、改めてそこで、それがいいのかどうかという意思判断をやっぱり教育委員会として、あるいは中野区としてしないといけないと思うんです。その結果、地元との友好もあるのでやりましょうということは、それも可だと思えますが、基本はやっぱり違うんじゃないのかなと思いますので、ただ、今すぐ現地の方の利用をとめろということではないんですが、やはりいろいろな形でルールがルーズになっている部分がありますから、そこは厳格化していただいて、例えば年度内とか年内とかというタームで、やっぱりきちっとしたルールづくりを、現状追認という形じゃなくて、ぜひしていただきたいと思います。

大島委員長

どうぞ、次長。

事務局次長

私の説明の仕方が悪くて申しわけありませんでした。原則に戻って検討させていただいて、その結果の判断を早急にしたいというふうに思っています。

大島委員長

ほかにご発言はよろしいでしょうか。

では、私の感想をちょっと最後に。質問ということではなくて感想ということでお聞きいただければいいんですけれども、今のご報告で、問題点はわかったと思うんです。根本的問題は、やっぱり遠隔地だし、現地で採用した、異動もなくそこにずっといる職員がやっていたために、しかも1人で、目も届かなくやっていたので、まるでその職員の所有物であるかのように自分で勝手なことをやっていたというような構造が根本にあるんじゃないかと思うので、そういうことが今回発覚して、いろいろ、今の常葉の、中野区と関係ない方、現地の方の利用もあるというような実態も、今回我々も予期していなかったんですが、そういうこともわかったと。

それで、いろいろな公印のことや業務の報告書のことなんかもありますけれども、しかし、そういう細かいことの検討も必要なのかもしれませんが、根本的問題は、一つは、問題点はわかったんだけど、じゃ今後これを防止するためにこういうことをやりますという決め手のような回答が全然ないと。やっぱり根本的に区の職員が今後、複数そちらへ常駐するという事になったわけでもなく、委託業者をどうするか、指定管理者にするかというようなことで、やっぱり現地でやるという体制を維持するとすれば、何か余り根本的に変わっていないような、今、次長もちょっと危惧というか懸念もありましたけれども、そんなようなことで今後大丈夫なんだろうかという、何か解決策がないなという感じがしたのが1つ。

それから、山田委員からのご発言にありましたように、もっとさかのぼれば、この施設が今後も維持するのかどうかということをやっぴりここでしっかりと検討する必要があるんじゃないかと。もともとは中野区民のための、あるいは中野区の子どもたちのためのということだったんでしょうけれども、今の常葉の現地での、もしかするとニーズと違いますか、何か存在意義があるのかもしれませんが、しかし中野区として、こういう目の届かない遠隔地に、しかも第三者に運営を任せなきゃいけないような形でやる意味があるのか。あるとすれば、もっとやっぱり区民の方にもはっきり納得していただけるような運営方法というのを示さないといけないのではないかというふうに私は感じた次第ですので、その辺も含めて、よろしく今後、検討をお願いしたいと思っております。

どうぞ、次長。

事務局次長

各委員からのご指摘がありましたように、状況としては変わっていないという、この事件がある前とあった後と変わっていないということは私たちも十分承知をしております、施設運営を具体的にどうするかということを検討しない限りは根本的な解決策にはならないというふうに考えておりますので、そうしたことを含めて、早急にやることはきちんとやらせていただいた上で、教育委員会でもご議論いただきながら、施設の設置運営について考えていきたいというふうに思っています。

大島委員長

では、この問題はこのぐらいにしまして、次の報告に移ります。

次に「平成21年度補正予算について」の報告をお願いいたします。

どうぞ。

参事（教育経営担当）

それでは、平成21年度の補正予算についてご報告をいたします。この補正予算につきましては、来週の21日に区議会臨時会を開きまして審議をする予定でございます。

まず、1枚目の表をごらんいただきたいと思います。全体の今回の補正予算案ということでございます。全体で5億7,024万8,000円ということで、中身といたしましては、ここに書いてあるように、中小企業の省エネ診断ですとか、産業経済融資、あるいは母子家庭高等技能訓練促進費等の支給事業、新型インフルエンザ対策ですとか、水害対策土のうの更新ですとか、街路等のLED化など。

教育費関係では、学校のICT環境整備事業ということで、2011年7月にデジタル化を行いますので、それにあわせて今回、国の補正予算の項目にも上がりました学校ICT環境整備事業について、地上デジタル対応のテレビを購入ということで今回補正予算に乗せてございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。教育費ということで、学校ICT環境整備事業、地上デジタル対応テレビ整備ということで、1億2,768万を計上してございます。内容といたしましては、全小中学校の全普通教室と、特別教室につきましては使用頻度の高い音楽室に各1台購入をする。また、教務用テレビということで、職員室に1台テレビを購入するということで考えてございます。普通教室と音楽室につきましては、国の基準でございます50インチのテレビを予定してございます。また教務用テレビにつきましては32イン

チのテレビを購入するという事で予算立てをしてございます。

なお、これにつきましては特定財源国庫支出金で全額対応するという事で、一般財源の持ち出しはございません。特定財源につきましては、今お話をしました学校情報通信技術環境整備事業費の補助金が2分の1、また地域活性化経済危機対策臨時交付金の部分で2分の1ということで、全額国庫支出金で対応するという事でございます。

以上でございます。

大島委員長

では、今の報告につきまして、ご質問、ご発言ありましたらお願いします。

どうぞ、高木委員。

高木委員

小中学校の地上デジタルテレビ、いわゆる地デジのテレビなんですが、受信設備の更新というか購入というのはこの費用に入っているんでしょうか。入っているとすると、例えば各小中学校の屋上のアンテナの更新なのか、それともシティテレビ中野の利用なのかを教えてくださいたいと思います。

参事（教育経営担当）

工事費につきましては、実はこの費用に入ってございません。各小中学校の実情が実はそれぞれ違います。CTNの関係で引いてあるところもございまして、またそれも引かれていない状況もございまして。それからUHFのアンテナが引かれているところもございまして、そうでないところもございまして。その部分については今年度中に実は調査をいたしまして、来年度の予算に計上するという事で考えてございまして、それぞれの学校の実態に合わせた形でやらざるを得ませんので、とりあえず今回は補正予算絡みということで機械だけを購入するというふうに考えてございます。

大島委員長

どうぞ、高木委員。

高木委員

ということは、既にシティテレビ中野に入っているところは、もうこれが入った段階で地デジがぱっと映ると。そうじゃないところは来年回しということもあるということなので、可能であれば、せつかく、いつぐらいにこれが入るのかちょっとお聞かせ願って、例えば実際にこれ、文科省もすごい宣伝をやっていて、文部広報にも出ていましたけれども、全国的にやるので、補正予算で計上はするけれども、入るのは例えば年末とか年明けであ

ればそれもやむを得ないのかなと思うんですが、そこそこ後期ぐらいに入るのであれば、何とか第2次補正とかに入らないんですかね。

大島委員長

どうぞ。

参事（教育経営担当）

区全体の枠ということもございます。今お話しいただいたように、例えばCTNの回線が入っているというところにつきましても、それを分配をしないといけないということで、モジュラーと分配器の費用もかかります。1校当たり多分90万ぐらいかかるのかなというふうに試算をしておりますが、そういった面も含めて、果たしてアンテナがいいのか、いわゆるCTNを利用したほうがいいのかも含めて、総合的に判断をしていこうというふうに思っていますので、工事に関しては来年度ということでは今現在考えております。

大島委員長

ほかにどうですか。

どうぞ、山田委員。

山田委員

教育の環境整備ということで、地デジを入れなければいけない大きな理由は根本的に何でしょうか。要するにモニターテレビで十分だと思うんですね、教育として使うのであれば。というのは、要するに有線で放送されている内容を学校教育の中で使う場面がどのくらいあるのかなと。

私、小さいころに東京オリンピックがあったので、その年にテレビが入ったのを覚えているんですけども、それで放送を見たんですけども、そういうことではないと思うんですね。教育手段として地デジ放送が今後、学校教育の中でどのぐらい有効とされてくるのかどうかという先駆的な話でこれが入ってくるんじゃないかなと思うんですけども、その辺をお聞かせいただきたい。

指導室長

おっしゃるように、かつては放送を生で見て授業の中でということもございましたけれども、最近ほとんどないというのが実際のところであります。ただ、学校放送もかなり充実はしていますので、そういうのを録画してということはあると思います。

一番今使われるのは、新井小でこの間ごらんになっていただいたように、大画面テレビに書画カメラの映像を映すとか、それぞれのDVDの映像を映すとか、そういうことでの

活用ということがあると思います。ただ、今回の補正は地デジでないとならないので、モニターということも考えられるんですけども、ただ、実際にはモニターも地デジ対応もそんなに額が変わらなくなっていますので、そういう意味ではいい機会ではないかなというふうに思っています。

大島委員長

飛鳥馬委員、どうぞ。

飛鳥馬委員

補正のほうの中に新型インフルエンザ対策というのがありますが、内容なんかがおわかりであれば。学校現場で言うと、洗剤だとか、せっけんとか、マスクとか、そういうのまで含まれるのかどうか。細かいことで、それは別の日常の保健衛生でやってくださいということなのかどうか。それから、その上の母子家庭の高等技能訓練というのがありますが、これは中野で該当する方が何人ぐらいという予測できることなのかどうか。予測できないでこれだけの予算が計上されているのか、厳しい言い方ですけども、母子家庭ですから、そのうち仕事があるかないか、ありますけれども。離職者のほうはちょっと予測できないと思うんですけども。ということでございます。

大島委員長

どうぞ。

参事（教育経営担当）

すみません、他の分野の所管という形になりますので、詳しい中身はわかりませんが、まず新型インフルエンザについては、いろいろ消毒液ですとか、マスクですとか、そういった対応の経費という形に多分なろうかなというふうに思います。

すみません、その上のほうの部分に関しては、ちょっと所管外なので、詳しい中身については承知してございません。

山田委員

私としては、新型インフルエンザ対策は先ほど教育経営担当がおっしゃったとおりで、秋にもしかしたら第2波が来るであろう、パンデミックが来た場合に備えてということの、いわゆる予防的なものの範疇ではないかと思えます。

あと母子家庭については、もともと母子家庭というのは就労する機会が非常に少ないということもあって、それに対して技術的なものを支援しようということの予算ではないかなと思っておりますけれども。そうじゃないかなと思えます。

大島委員長

どうぞ。

参事（教育経営担当）

ちょっと所管外なので詳しい中身はわからないんですが、母子家庭、どっちにしても経済的に自立をしていかなければならないという、そういった方向性で、一定の資格をとるために、いろいろな専門学校ですとかそういったところに行く人たちのために補助金を出して、それを誘発をするとか、支援をするとか、そういった中身だというふうに認識をしております。それ以上ちょっと詳しい中身は、申しわけありません、わかりません。

大島委員長

では、予算の件につきましては、よろしいでしょうか。

では、次の報告で、「地域生涯学習館の臨時休館について」の報告をお願いいたします。

副参事（生涯学習担当）

お手元に配付のとおりなんですが、地域生涯学習館の臨時休館につきましてご報告申し上げます。

地域生涯学習館、施設はごらんのとおりなんですが、小学校は桃園、若宮、江原、中学校は南中野中学校でございます。

休館期間というのが8月12日水曜日から8月18日火曜日までということで、毎年この期間、同じように休んでいるわけですが、休館理由といたしましては、施設整理・備品点検ということでございます。

これにつきましては、「ないせす」という情報紙があるんですが、この8月号に掲載するという、それと生涯学習館におきましてもポスターで掲示をする。それから施設利用者にはチラシを配布いたします。

それから、運営委員会がこの管理をほとんどやっておるわけなんですけれども、施設利用者へ口頭でも連絡をいたしますし、教育委員会のホームページにも載せるということでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

大島委員長

では、今の報告につきまして質問、ご発言はございますでしょうか。

どうぞ、山田委員。

山田委員

すみません、教えていただきたいんですけども、臨時休館と書いてありますので、定期休館はいつになるのでしょうか。

副参事（生涯学習担当）

規則に定められている休館日というのは毎週水曜日と年末年始だけなんです。それで、これは規則外なので、毎年臨時休館という格好で休ませていただいていると、そういうことでございます。

大島委員長

ほかにはございますか。よろしいですか。

では、今までの報告の件はこれで終わりにいたしまして、そのほかにも報告事項ございますでしょうか。

どうぞ、学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

口頭でのご報告をさせていただきます。新型インフルエンザの発生に伴いまして一時延期しておりました修学旅行の件でございます。

去る5月23日から修学旅行を予定しておりました第四中学校と緑野中学校につきましては、その当時は関西地方で新型インフルエンザが流行したために一時延期した。再実施に向けて準備していたところでございます。

このたび、緑野中学校につきましては7月13日から15日までに修学旅行を実施いたしました。また、第四中学校につきましては昨日出発して、今行っているところでございまして、18日に帰ってくるという予定でございます。特にコースの変更等はございません。

以上、簡単ですが、ご報告させていただきます。

大島委員長

今の件につきましては、何かご発言よろしいですか。

そのほか、報告事項ございますか。

以上で、本日予定した議事は終了いたしました。

来週7月24日の教育委員会は、午前10時から、区役所5階の教育委員会室で開会いたします。

では、これを持ちまして、教育委員会第24回定例会を閉じます。

午前11時26分閉会